

## 契約職員の募集について

外国人技能実習機構

<b>■募集職種</b>	契約職員（3級）／高松事務所 指導課
<b>■募集人数</b>	1名
<b>■職務内容</b>	<p>高松事務所指導課において、以下の業務に従事する。</p> <p>○指導・援助関係業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技能実習生の受入先企業等に対する実地検査業務（各所の担当区域への出張あり）</li> <li>(2) 実地検査後の検査記録等の作成業務</li> <li>(3) 企業等へのアポイント、外部機関との情報のやり取り・連絡調整や出張関係書類の作成</li> <li>(4) 技能実習生に対する相談援助業務</li> <li>(5) 窓口での書類等の收受、電話対応</li> <li>(6) 関係者からの相談等、その他配属課の業務に付随する事務</li> </ol> <p>【変更の範囲】 業務の状況により他課への配置換又は応援を行う場合があります。</p>
<b>■必要な資格・経験等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通運転免許（AT 限定可）を有し、各所の担当区域への出張のための運転ができること。</li> <li>・ 上記の職務内容を十分に遂行できる能力を有すること。</li> <li>・ 監理団体、外国の送出機関の役職員、その近親者又は外部監査人でないこと（過去5年以内にこれらに該当する場合も含む。）。実習実施者のうち、過去5年以内に技能実習法上の処分等を受けた者の役員でないこと。</li> <li>・ なお、以下の経験があればなお可。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 公法人での勤務経験、入国管理関係法令に関する知見を有する。</li> <li>* 労働関係法令又は財務会計に関する専門的知見を有し、企業等で人事労務業務又は法務業務に従事した経験を有する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>■待遇</b>	<p>基本給与 月給 276,300円</p> <p>諸手当 地域手当(基本給の5%)、超過勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当(6月・12月※1) ※1 所定の基準日時点での在職期間等による。</p> <p>昇給 あり(毎年1月1日)</p> <p>退職手当 なし</p> <p>勤務場所 外国人技能実習機構高松事務所指導課 (香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル3階及び7階) 【変更の範囲】なし</p> <p>契約期間 2026年4月1日～2027年3月31日 ※勤務実績等を勘案の上、3年を上限及び65歳を上限に更新の可能性あり。</p> <p>試用期間 なし</p> <p>勤務時間 9:00～17:45 ※ 所定労働時間を超える労働あり(月平均10時間)</p> <p>休日・休暇等 土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、年次有給休暇、特別休暇等</p> <p>社会保険等 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険</p>

